

(別添)

財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名 塩竈市

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A)+(B)
11,371	575	11,946

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	18,157	17,768	389	374	21,341	0	基金から 293百万円繰入 (うち266百万円 長期貸付)
公共用地先行取得 事業特別会計	0	0	0	0	0	0	
土地区画整理事業 特別会計	962	962	0	0	1,241	34	
普通会計	19,088	18,698	390	374	22,582	0	基金から 27百万円繰入

2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

(百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
水道事業会計	1,725	1,630	-	95	7,036	39	106.1	-	0	法適用企業
病院事業会計	2,530	2,591	-	△ 61	651	800	82.5	2,207	5,389	法適用企業
交通事業特別会計	(歳入) 190	(歳出) 190	0	(実質収支) 0	141	57	-	-	-	
魚市場事業特別会計	(歳入) 142	(歳出) 509	△ 367	(実質収支) △ 367	12	49	-	-	-	
下水道事業特別会計	(歳入) 4,997	(歳出) 4,997	0	(実質収支) 0	37,173	1,451	-	-	-	
公共駐車場事業 特別会計	(歳入) 19	(歳出) 67	△ 49	(実質収支) △ 49	0	4	-	-	-	
漁業集落排水事業 特別会計	(歳入) 60	(歳出) 60	0	(実質収支) 0	115	20	-	-	-	
国民健康保険事業 特別会計	(歳入) 5,871	(歳出) 5,851	20	(実質収支) 13	0	354	-	-	-	基金から33百万円繰入
老人保健医療事業 特別会計	(歳入) 5,883	(歳出) 5,883	0	(実質収支) 0	0	415	-	-	-	
介護保険事業 特別会計	(歳入) 3,507	(歳出) 3,502	5	(実質収支) 1	0	497	-	-	-	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外のもについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
塩釜地区 消防事務組合	2,004	1,996	8	8	265	30.0	-	-	-	一般会計
	125	120	5	5	0	39.3	-	-	-	介護認定審査事業特別会計
	9	8	1	1	0	39.8	-	-	-	障害者自立支援審査事業特別会計
塩釜地区環境組合	342	333	9	9	1,085	29.0	-	-	-	
宮城県市町村自治 振興センター	136	131	5	5	0	4.0	-	-	-	
宮城県市町村職員 退職手当組合	16,820	15,883	936	936	0	5.0	-	-	-	
宮城県後期高齢者 医療広域連合	0	0	0	0	0	0.0	-	-	-	歳入は、任意団体である広域連 合設立準備委員会からの出捐 金収入18千円のみ

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
塩竈市土地開発公社	△1 (△558千円)	111	10	0	0	3,112	0	
塩釜港開発株式会社	5	256	336	9	0	0	0	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.54	実質収支比率	3.3
実質公債費比率	15.5	経常収支比率	91.7

- (注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。